

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

🖱️ クリックするとHPに飛びます

2020年5月1日時点

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	各市区町村で 順次受付開始 一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	5/2以降 0120-260-020 (毎日9:00~18:30) 5/1まで 03-5638-5855 (平日9:00~18:30)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への 臨時特別給付金	順次支給開始 子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中 原則 3か月 ,最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中 最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
猶予・減免	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	順次実施中 国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予, 公共料金の支払猶予	実施中 国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

🖱️ 詳細は
こちらを
クリック

🖱️ 詳細は
こちらを
クリック

🖱️ 国税の
詳細は
こちらを
クリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	5/1~ 受付開始 中堅・中小・小規模 最大 200万円 フリーランス含む個人事業主 最大 100万円	相談ダイヤル 0120-115-570 (毎日8:30-19:00)
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中 休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大10割 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
貸付	売上減で 家賃の支払が苦しいなど 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中 3年間無利子 ,最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀,信金,信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・減免	売上減で 税,社会保険料が苦しい	国税,地方税, 社会保険料の納付猶予	実施中 売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所,各都道府県労働局
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	実施中 売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322

🖱️ 国税の
詳細は
こちらを
クリック